

株主の皆様へ

第37期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令および定款に基づくみなし提供事項)

第37期定時株主総会招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載することにより、「第37期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

I. 事業報告に表示すべき事項

- 1. 会社の新株予約権等に関する事項 1 頁
- 2. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 4 頁
- 3. 株式会社の支配に関する基本方針 9 頁

II. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 11頁

III. 連結計算書類の連結注記表 12頁

IV. 計算書類の株主資本等変動計算書 24頁

V. 計算書類の個別注記表 25頁

株式会社 ユー・エス・エス

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等（平成29年3月31日現在）

名 称		第 5 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権
発 行 決 議 日		平成19年8月28日 (取締役会)	平成20年6月25日 (取締役会)	平成21年6月24日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		347個	404個	735個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 34,700株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 40,400株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 73,500株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 64,560円	1個当たり 49,760円	1個当たり 32,620円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100円	1個当たり 100円	1個当たり 100円
新株予約権の行使期間		平成19年9月15日から 平成44年6月30日まで	平成20年7月11日から 平成45年6月30日まで	平成21年7月10日から 平成46年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 7名 保有数 328個 目的となる株式数 32,800株	保有者数 7名 保有数 382個 目的となる株式数 38,200株	保有者数 7名 保有数 659個 目的となる株式数 65,900株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権	第 10 回 新株予約権
発 行 決 議 日		平成22年6月29日 (取締役会)	平成23年6月28日 (取締役会)	平成24年6月26日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		516個	625個	518個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 51,600株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 62,500株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 51,800株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 45,900円	1個当たり 43,600円	1個当たり 58,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100円	1個当たり 100円	1個当たり 100円
新株予約権の行使期間		平成22年7月16日から 平成47年6月30日まで	平成23年7月15日から 平成48年6月30日まで	平成24年7月13日から 平成49年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 7名 保有数 458個 目的となる株式数 45,800株	保有者数 7名 保有数 553個 目的となる株式数 55,300株	保有者数 7名 保有数 468個 目的となる株式数 46,800株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		平成25年6月25日 (取締役会)	平成26年6月17日 (取締役会)	平成27年6月16日 (取締役会)
新株予約権の数		385個	253個	234個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 38,500株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 23,400株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 93,540円	1個当たり 137,400円	1個当たり 179,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100円	1個当たり 100円	1個当たり 100円
新株予約権の行使期間		平成25年7月13日から 平成50年6月30日まで	平成26年7月5日から 平成51年6月30日まで	平成27年7月4日から 平成52年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 7名 保有数 323個 目的となる株式数 32,300株	保有者数 7名 保有数 211個 目的となる株式数 21,100株	保有者数 7名 保有数 196個 目的となる株式数 19,600株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

名 称		第14回新株予約権
発行決議日		平成28年6月14日 (取締役会)
新株予約権の数		316個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 31,600株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 146,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100円
新株予約権の行使期間		平成28年7月2日から 平成53年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 7名 保有数 266個 目的となる株式数 26,600株
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
2. 当社は、平成29年2月15日付けで、第5回新株予約権ないし第14回新株予約権の保有者である全ての取締役および執行役員（退任した者を除きます。）との間で新株予約権の割当契約書の変更を行い、各新株予約権の行使条件につき、権利行使開始日から「5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる」としていた点を、上記(注)1.(1)のとおり、同日から「10日を経過する日までの間」に変更しております。
3. 平成25年10月1日付けで行った普通株式1株を10株とする株式分割により、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等

名 称	第14回新株予約権
発行決議日	平成28年6月14日 (取締役会)
新株予約権の数	58個
新株予約権の目的となる株式の数	普通株式 5,800株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額	1個当たり 146,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 100円
新株予約権の行使期間	平成28年7月2日から 平成33年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1
交付者数	5名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、上記「(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等」の(注) 1. をご参照ください。

2. 当社子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

内部統制システムに関する基本方針

- (1) 当社および当社子会社の取締役等（当社においては取締役、当社子会社においては取締役、執行役、業務執行社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① U S Sグループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S行動・倫理規範」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを周知徹底し、具現化を図る。
 - ② 法令遵守に反する行為等を未然に防止または早期に発見し、是正するための内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」を活用し、U S Sグループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図る。
 - ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
 - ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S Sグループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S Sグループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
 - ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。
 - ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
 - ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S Sグループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部総務部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
 - ⑤ 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等U S Sグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、(i) 事業経営上のリスク、(ii) 日常的業務プロセスのリスク、(iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部総務部に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のU S Sグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部財務部において各事業所・子会社の月次実績の一元管理、取締役会への報告、予算・実績対比をすることにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

(5) 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- ② コンプライアンス・マニュアルをU S Sグループの全使用人に周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。
- ③ 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、U S Sグループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。(i) 就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく(ii) 業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。

- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。
- (6) **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- (7) **その他当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、U S Sグループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。
- (8) **財務報告の適正性を確保するための体制**
- ① (1)から(6)および(10)のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたU S Sグループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- ② 「財務報告の信頼性」という目的だけに限らず、内部統制の他の目的（「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」）にも配慮するものとする。
- ③ 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもグループ共通の統制となるよう構築する。
- (9) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。
- (10) **前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役（会）の同意を得るものとする。

(11) 当社および当社子会社の取締役等および使用人（当社子会社においては監査役を含む。）が監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、U S S グループの重要情報は全て本社統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ② 内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ③ 当社および当社子会社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう社内体制の整備に努め、監査役はかかる体制が適切に整備されているかどうかのチェックを行う仕組みになっている。また、法令違反行為または不正行為につき相談または通報した者に対し、当該相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないとの仕組みになっている。
- ④ 上記①、②の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することができる。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役職務の分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、社外取締役、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換を行う。

当社の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組み

全役員および使用人の行動の基本原則として「U S S 行動・倫理規範」を取締役会で定め、U S S グループの全役員および使用人に周知するとともに、適宜社内研修を通じてその浸透を図るよう努めております。

使用人が違法行為等のリスク情報を入手した場合の通報窓口として、外部機関により運営されている「U S S 企業倫理ヘルプライン」を設置しております。取締役会は、「U S S 企業倫理ヘルプライン」に相談・報告された重要なリスク情報の報告を受けるほか、定期的にその運用状況の確認を行っています。また、使用人がヘルプラインによりリスク情報を通報したことを理由に、不利益な取扱いを一切受けないことを、U S S グループは「内部通報制度に関する規程」により明確に規定しております。

(2) 取締役の職務の執行の適正性および効率性の確保

取締役による監督機能の強化と迅速な意思決定を目的として、取締役の員数の適正化および社外取締役の登用を行うとともに、執行役員制度を導入しております。

取締役会は当期において10回開催いたしました。取締役会の審議資料は事前配布して、出席者が十分な準備を行なえるように配慮しており、取締役会においては、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、月次業績の予算実績の分析、評価、対策を検討するとともに、上程された各事項について、法令、定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

(3) 子会社管理体制の整備

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、子会社における経営上の重要な意思決定等の事前承認事項に係る事前承認を行うなど、U S S グループにおける業務執行の効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

内部監査室の従業員が監査役の職務の補助を行っており、また、当社では、監査役が代表取締役社長をはじめとする各取締役および経営陣、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に意見交換を行う機会を設けております。

(5) 内部監査の実施状況

当社の内部監査規則に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、当社および当社子会社が、法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査等の方法により監査しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

U S S グループは、経営理念を①公正な市場の創造、②会員との共生、③消費者への奉仕、④株主への還元、⑤社員の尊重、⑥地域への貢献と定めています。この理念のもとに、事業を推進していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分または不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、経営理念のもとに、事業を推進していくことに加え、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

U S S グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に依っていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、その実現のための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、U S S グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に図っています。

U S S グループでは、コンプライアンスの基本原則を「U S S 行動・倫理規範」として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保および意思決定の適正性の確保などを含めた「U S S グループ内部統制システム」を定めており、U S S グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会および監査役に報告しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の取組みとして、大規模買付行為により当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益が毀損されることを未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議いたしました。その後、かかる買収防衛策は、平成21年6月24日開催の第29期定時株主総会および平成24年6月26日開催の第32期定時株主総会において、それぞれ、その一部を変更の上継続することについて株主の皆様のご承認を頂きました（以下、平成24年6月26日開催の第32期定時株主総会において株主の皆様にご承認頂いたプランを「本プラン」といいます。）。

当社は、平成27年6月30日をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、平成27年5月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もともと、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様への検討のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、適宜適切な措置を講じてまいります。

(4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)および(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報および時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)および(3)の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

Ⅱ. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,881	18,914	161,926	△39,856	159,865
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△11,178	—	△11,178
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	22,909	—	22,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△8,230	△8,230
自 己 株 式 の 処 分	—	△1	—	484	483
土地再評価差額金の取崩	—	—	△168	—	△168
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△1	11,562	△7,746	3,815
当 期 末 残 高	18,881	18,913	173,488	△47,602	163,681

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	160	△5,863	△7	△5,710	262	765	155,183
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△11,178
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	22,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△8,230
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	483
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△168
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△114	168	3	58	43	96	198
連結会計年度中の変動額合計	△114	168	3	58	43	96	4,013
当 期 末 残 高	46	△5,694	△3	△5,652	306	861	159,197

Ⅲ. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社については「第37期 定時株主総会招集ご通知」の「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」(20頁)に記載しております。

- ② 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 PT. JBA Indonesia

非連結子会社については、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であった株式会社カークエストは、平成28年4月1日付けで、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。

- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社数 2社

PT. JBA Indonesiaおよび株式会社インフォキャリアであります。

この2社は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法に基づく原価法

時価のないもの

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、リサイクル事業の製品については売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ニ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんは、5年間で均等償却をしております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ79百万円増加しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社が保有する札幌会場の「建物及び構築物」は、当連結会計年度において建て替えを決定しており、これに伴い除却見込みとなる資産について耐用年数を建て替え予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が390百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	640百万円
土地	2,696百万円
計	3,336百万円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	220百万円
長期借入金	3,080百万円
計	3,300百万円

(注) 当社連結子会社である株式会社アビンの銀行借入に係る債務であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	42,188百万円
投資不動産の減価償却累計額	411百万円

(3) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△717百万円

(4) 国庫補助金等

国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、建物及び構築物10百万円、機械装置及び運搬具0百万円、器具及び備品3百万円、土地161百万円であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	313,250,000株	一株	一株	313,250,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ) 平成28年6月14日開催の第36期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,277百万円
- ・1株当たり配当額 20円40銭
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月15日

(注) 配当金の総額は、「U S S従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）が保有する株主名簿上の当社株式576千株に対する配当金11百万円を含めて記載しております。

(ロ) 平成28年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,900百万円
- ・1株当たり配当額 23円20銭
- ・基準日 平成28年9月30日
- ・効力発生日 平成28年12月13日

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する株主名簿上の当社株式506千株に対する配当金11百万円を含めて記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	5,900百万円
・1株当たり配当額	23円20銭
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月14日
・配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する株主名簿上の当社株式380千株に対する配当金8百万円を含めて記載しております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類および数	付 与 日
第5回新株予約権	普通株式 34,700株	平成19年9月14日
第6回新株予約権	普通株式 40,400株	平成20年7月10日
第7回新株予約権	普通株式 73,500株	平成21年7月9日
第8回新株予約権	普通株式 51,600株	平成22年7月15日
第9回新株予約権	普通株式 62,500株	平成23年7月14日
第10回新株予約権	普通株式 51,800株	平成24年7月12日
第11回新株予約権	普通株式 38,500株	平成25年7月12日
第12回新株予約権	普通株式 25,300株	平成26年7月4日
第13回新株予約権	普通株式 23,400株	平成27年7月3日
第14回新株予約権	普通株式 31,600株	平成28年7月1日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

U S Sグループは、資金運用については余資の範囲内で行い、安全性の高い金融資産で運用しております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達します。デリバティブは資金調達または運用における金利変動等のリスクを回避することを目的とするものに限定し、投機的な取引は行いません。

営業債権であるオークション貸勘定は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理をするとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務であるオークション借勘定は、短期間に支払期日が到来するものであります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注）2．参照）および重要性が乏しいものについては、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	74,778	74,778	—
② オークション貸勘定	11,668	11,668	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	378	378	—
資産計	86,825	86,825	—
① オークション借勘定	15,051	15,051	—
負債計	15,051	15,051	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② オークション貸勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	92	10	81
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	92	10	81
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	285	300	△14
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	285	300	△14
合計		378	311	66

- ※ 1. 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
 2. 当連結会計年度において、保有目的が変更になった有価証券はありません。
 3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、減損処理を行ったものはありません。

負債

① オークション借勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額105百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	74,778	—	—	—
オークション貸勘定	11,668	—	—	—
合計	86,447	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

622円21銭

(2) 1株当たり当期純利益

90円02銭

(注) 従持信託が所有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式を含めて計算しております。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は373千株、期中平均株式数は495千株であります。

9. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

共通支配下の取引等に重要性がないため、記載を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理

当社は、従業員の福利厚生の充実および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 平成24年3月導入の信託型従業員持株インセンティブ・プラン

取引の概要

当社は、U S Sグループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成24年3月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に従持信託を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「U S S従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を市場より予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

この従持信託は平成29年3月に終了しております。従持信託が借入債務を完済し、当社による保証債務の履行はありません。

2. 平成29年3月導入の信託型従業員持株インセンティブ・プラン

①取引の概要

当社は、U S Sグループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、本プランを平成29年3月より再導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に従持信託を設定し、従持信託は、設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を市場より予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は725百万円、株式数は373千株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

740百万円

(3) 株式譲渡契約の締結

当社は、平成29年1月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・エー・エーの株式を取得して子会社化することを決議し、同日付けて株式譲渡契約を締結いたしました。

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ジェイ・エー・エー
事業の内容	中古車オークションおよびそれに付帯する事業

② 企業結合を行う主な理由

株式会社ジェイ・エー・エーの子会社化により、一層の経営合理化を図ることで、中古車オークションに更なる付加的機能を提供し、もって中古車オークションへの車両の出品およびオークションへの参加、落札を促進し、中古車流通の更なる活性化を図ることを目的としております。

③ 企業結合日

当社と株式取得の相手先との間で別途合意する日

※本株式取得の実行は、公正取引委員会より「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令を行わない旨の通知がなされることが条件となります。

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
現時点では確定しておりません。
- ⑥ 取得する議決権比率
66.04%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(4) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

IV. 計算書類の株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	利益準備金	その 他 特別償却 準備金	利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	18,881	4,583	9,922	14,505	370	206	161,088	161,665	△39,856	155,196
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△41	41	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△11,178	△11,178	—	△11,178
当期純利益	—	—	—	—	—	—	25,794	25,794	—	25,794
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△8,230	△8,230
自己株式の処分	—	—	△1	△1	—	—	—	—	484	483
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△168	△168	—	△168
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額合計	—	—	△1	△1	—	△41	14,488	14,447	△7,746	6,700
当期末残高	18,881	4,583	9,921	14,504	370	165	175,577	176,112	△47,602	161,896

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	160	△5,863	△5,703	262	149,755
当事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△11,178
当期純利益	—	—	—	—	25,794
自己株式の取得	—	—	—	—	△8,230
自己株式の処分	—	—	—	—	483
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△168
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△113	168	55	43	98
当事業年度中の変動額合計	△113	168	55	43	6,799
当期末残高	46	△5,694	△5,648	306	156,555

V. 計算書類の個別注記表

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

ただし、車両については個別法に基づく原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ77百万円増加しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社が保有する札幌会場の「建物」および「構築物」は、当事業年度において建て替えを決定しており、これに伴い除却見込みとなる資産について耐用年数を建て替え予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が390百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	37,701百万円
投資不動産の減価償却累計額	962百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	318百万円
短期金銭債務	1,035百万円
長期金銭債務	18百万円
(3) 土地の再評価	
第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。	
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△717百万円
(4) 国庫補助金等	
国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、建物10百万円、器具及び備品3百万円、土地161百万円であります。	

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	507百万円
営業費用	2,377百万円
営業取引以外の取引高	4,364百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	55,102,684株	4,750,300株	580,100株	59,272,884株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、従持信託が所有する当社株式(当事業年度期首568,700株、当事業年度期末373,800株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加株式数4,750,300株の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 4,369,400株
従持信託の当社株式の取得による増加 380,900株

3. 普通株式の自己株式の減少株式数580,100株の内訳は次のとおりであります。

従持信託の終了に伴う当社株式の売却による減少 441,000株
従持信託から持株会への売却による減少 134,800株
ストックオプションの行使による減少 4,300株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

① 賞与引当金損金算入限度超過額	132百万円
② 未払事業税否認	175百万円
③ 未払金否認	366百万円
④ その他	122百万円
繰延税金資産合計	<u>796百万円</u>

固定資産

繰延税金資産

① 株式報酬費用否認	93百万円
② 減損損失否認	299百万円
③ 資産除去債務	84百万円
④ 退職給付引当金否認	67百万円
⑤ その他	125百万円
繰延税金資産合計	<u>669百万円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△112百万円</u>
繰延税金資産の純額	556百万円

固定負債

繰延税金負債

① その他有価証券評価差額金	16百万円
② 資産除去債務	23百万円
③ 特別償却準備金	72百万円
繰延税金負債合計	<u>112百万円</u>
繰延税金資産との相殺	<u>△112百万円</u>
繰延税金負債の純額	－百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任 の等	事業上の 関係				
子会社	株式会社 アビジ	愛知県 名古屋市	270	廃自動車等 のリサイク ル事業	直接51%	役員3名	廃自動車の売上 等	土地建物等の譲渡 売却代金 売却益 売却損 (注) 1、2	3,347 237 159	—	—

- (注) 1. 従来貸与していた土地建物等を譲渡したもので、譲渡価額は不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
2. 取引金額欄には消費税等を含んでおりません。

(2) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容 または 職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社代表取締役瀬田大の近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 服部モータ ース	愛知県 東海市	50	自動車販 売業	(被所有) 2.8%	オークション 取引	オークション 関連取引	109	オークション借勘定 売掛金	110 0
当社取締役増田元廣が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 マスタオー ト	埼玉県 三郷市	10	自動車販 売業	—	オークション 取引	オークション 関連取引	40	オークション貸勘定 売掛金	21 0
当社取締役三島敏雄が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 メトコス	福岡県 粕屋郡	13	自動車販 売業	—	オークション 取引	オークション 関連取引	56	オークション借勘定 預り保証金 売掛金	3 0 0

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

オークション関連取引については、当社オートオークション規則により、一般会員と同様の取引条件によっております。

2. 取引の内容欄における「オークション関連取引」については、出品手数料、成約手数料、落札手数料およびその他のオークション関連取引を記載しております。
3. 取引金額欄には消費税等を含んでおりません。期末残高欄には消費税等を含んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 615円20銭
(2) 1株当たり当期純利益 101円36銭

(注) 従持信託が所有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式を含めて計算しております。当該信託が所有する当社株式の期末株式数は373千株、期中平均株式数は495千株であります。

10. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社平成27年12月15日開催の取締役会決議に基づき、平成28年4月1日を合併期日として、当社100%子会社である株式会社カークエストを吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

US Sグループにおける事業効率の向上を目的としております。

(2) 合併日

平成28年4月1日

(3) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式をとり、株式会社カークエストは解散いたしました。

(4) 合併に係る割当内容

合併新株式の発行および合併交付金の支払はありません。

(5) 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債の発行に関する取扱い

該当事項はありません。

(6) 合併後の状況

本合併による当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金および決算期の変更はありません。

(7) 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

子会社株式の帳簿価額と合併に伴う受入純資産との差額は、損益計算書上の特別利益として、抱合せ株式消滅差益2,693百万円を計上しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

連結注記表「11. その他の注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用」をご参照ください。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理

連結注記表「11. その他の注記 (2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理」をご参照ください。

(3) 株式譲渡契約の締結

連結注記表「11. その他の注記 (3) 株式譲渡契約の締結」をご参照ください。

(4) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。